

## 「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の 普及啓発に係る事業連携協定に関する応募要領

### 1 趣旨

奈良県では、奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（以下、「自転車条例」という。）にあわせて、保険（共済）の創設や保険の相談窓口、条例・保険の周知、交通安全教育の取組などの提案をいただいた、企業又は団体（以下、「事業所等」という。）と事業連携協定を締結しています。

### 2 事業所等及び連携事業の基準

協定締結の対象となる事業所等は、県の事業等との連携・協働により本県の自転車の安全利用の推進に主体的に取り組む意思を有する事業所等であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- (1) 奈良県内で自転車保険を提供し、自転車の安全利用等の推進に積極的に取り組む事業所等であり、その取組が他の模範となるものであること。
- (2) 自転車損害賠償責任保険等（以下、「自転車保険」という。）に関する県民からの相談に対応できる窓口を設置すること。
- (3) その他、事業所等の提案する取組により、県民の自転車の安全利用等の推進に大きな効果が期待できること。

### 3 連携協定の概要

#### (1) 事業所等における取組事項

- ア 奈良県において自転車保険を提供する。
- イ 自転車保険に関する県民からの相談にワンストップで対応できる窓口を設置する。
- ウ 自転車条例や自転車保険加入義務化について県民へ周知、情報の提供をする。
- エ 自転車の利用に係る交通安全教育を充実する。
- オ その他

#### (2) 奈良県における提供事項

- ア 奈良県 HP で協定を締結した事業所等の情報を掲示する。
- イ 事業所等が制作するパンフレット等に、奈良県と協定を締結していることを明示したうえで、「奈良県」、「自転車条例総合窓口 0742-27-7013」、奈良県安全・安心まちづくりシンボルマークの記載を了解する。※

#### (3) 有効期間

協定の有効期間は、締結日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、双方から書面による特段の申出がない場合は、1年間更新するものとし、その後も同様とします。

### 4 申請受付

協定の締結を希望する事業所等は、「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の普及啓発に係る事業連携協定申出書をメールにて提出してください。

※ 県章やせんとくんの使用には別途担当課の審査が必要となります。